

令和8年度上越市立上下浜小学校いじめ防止基本方針

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という）」第13条の規定に基づき、上越市立上下浜小学校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止についての基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校は基より、家庭や地域、関係機関と連携し、社会全体が使命感をもって取り組む。

また、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対処する。

2 いじめ防止等のための取組方針

- （1）いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の3本柱とする。
- （2）いじめ防止等の取組を、計画的、組織的に行う。
- （3）いじめ防止等の取組を、保護者や地域、関係機関と連携して進める。
- （4）いじめ防止等の取組の評価を学校評価に位置付け、取組の見直しと改善を定期的に行う。
- （5）いじめ防止等の取組に関わる研修を校内研修に位置付け、職員の共通理解と資質の向上に努める。
- （6）いじめ防止等の取組を、児童の活動の中に位置付け、実践する。
- （7）いじめ防止等の取組を、家庭や地域に啓発し、理解促進と協力獲得に努める。

3 いじめの未然防止

「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組は、深刻ないじめを減らしていく上で成果を上げている。

そこで、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである」という事実に立ち、ささいな行為が深刻ないじめへと発展しない潤いに満ちた風土をつくり出す「居場所づくり」の発想で未然防止に努める。全職員が、いじめが起きにくい学校風土・学級風土づくりに取り組む。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあることを認識する。たとえ、ささいなことと思われる事例であっても、いじめではないかとの視点を持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の生活や人間関係の状況を把握し、児童が示す小さな変化やシグナルを見逃さないよう配慮するとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

そのために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

5 いじめの早期解決のための取組

- (1) いじめに関する相談を受けたり、兆候を発見したりした場合は、速やかに事実確認を行う。（学級担任、生活指導主任、他関係職員）
- (2) 管理職へ報告を行い、いじめ・不登校対策委員会を開き、即時対応を行う。
- (3) 市教育委員会へ報告し、指導・指示を受ける。
- (4) いじめを確認した場合は、いじめをやめさせ、再発を防止する。
 - ・被害児童への支援（見守りや別室の確保等）
 - ・加害児童への指導（複数職員、管理職）
- (5) 双方の保護者と情報交換し、対応を協議し、連携して対応する。
- (6) その他の児童に、必要に応じて説明と指導を行う。
- (7) 被害児童への継続的支援を行う。（学校訪問カウンセラーや諸関係機関との連携）

6 重大事態への対応

- (1) 法第28条①を受け、重大事態とは

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安。個々の状況等を十分把握する。）

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

- (2) 重大事態発生時の対応

情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握し、速やかに教育委員会へ報告する。

ア 組織による調査体制を整える。

イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童生徒、またはその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教委へ報告する。

- オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置を取る。
- カ 専門委員会に対して、必要な資料を提供し、協力する。

7 学校の取組に対する評価

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（7月・12月）し、いじめ・不登校対策委員会、学校評議委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

8 いじめ防止等のための組織

(1) 設置の目的

法の22条を受け、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「拡大いじめ・不登校対策委員会」（以下「組織」という）を組織する。

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任を核に、必要に応じて、学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、学校カウンセラー、学校医、学校運営協議会長、PTA会長等校内および外部の専門家、関係機関から適切なメンバー構成を行う。

(3) 役割

- ア 取組の立案、実行、評価の中核としての役割
- イ 相談、通報の集約の場としての役割
- ウ 情報収集、記録、共有の中核としての役割
- エ 組織、調査、情報共有、指導・支援、連携を迅速かつ組織的に行うための中核としての役割

9 保護者・地域との連携

- ア 保護者とは定期的に懇談の機会を設けると共に、随時相談できるよう体制を整え、時機を逃すことのないようにする。また、職員は積極的に家庭訪問し、フェイスツーフェイスを大切に相談しやすい関係をつくる。
- イ 「いじめ発見チェックリスト」を家庭に配布し、情報の早期共有において家庭との連携を図る。
- ウ 「地域の子は地域で育てる」という趣旨をコミュニティシップ等で理解を深め、いじめ防止の具体的な連携を図る。

10 外部専門家、関係機関との連携

学校で起こる児童同士の問題は多岐にわたっており、必ずしもすべてが学校や保護者の力だけで解決できるものとは限らない。むしろ早期に関係機関と連携を図ることで、問題の複雑化を避け、早期解決の道を見出すことができる。

学校を含めて児童の日常生活において、いじめを防止していくためには、児童のかかわる学校関係団体や地域組織、行政施設及び関係諸機関等との幅広い連携を進めていくことが不可欠である。いじめの防止や事案解決にあたっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、行政機関や専門機関との速やかな連携が図られるような関係づくりに取り組むことが重要である。

そのために、関係機関についての正確な知識と理解に基づき、連携のための指導方針を明確にする必要がある。当該関係機関との連携についての明確な意味づけや目的の共有により、いじめの問題にかかわる当該児童及び保護者の理解や納得を得ることができる。関係機関に任せたままにはせず、関係機関に依頼した後も学校として行うべき事は何かを明確にし、関係機関との連携を維持することが大切である。

具体的には、下記のような外部専門家、関係諸機関が挙げられる。

- ・学校訪問カウンセラー
- ・上越市教育委員会 JAST
- ・医療関係
- ・上越教育大学 等